明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件（総務六〇）　一
○電波法等の規定により伝搬障害防止区域を指定する件等の一部を改正する件（同六一）　三
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務七八～八四）　五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同八五～八七）　三
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同八八）　三
○農薬を登録した件（農林水産六三八～六四二）　五
○農薬を再登録した件（同六四三、六四四）　五
○農薬の登録が失効した件（同六四五、六四六）　三

〔公　告〕

諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　三
特殊法人等　独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、日本放送協会入札関係　三
地方公共団体　教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五
会社その他　会社決算公告　五

告示

○総務省告示第六十号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第百二条の二第二項及び電波法施行令（平成十三年政令第二百四十五号）第八条第一項の規定に基づき、次のとおり伝搬障害防止区域を指定する。

平成二十四年三月八日

総務大臣　川端　達夫

1　電気通信業務用伝搬障害防止区域

区分	伝搬障害防止区域に係る無線局の空中線又は無給電中継装置の設置場所（括弧内の数値は、海抜高（メートル）を示す。）	伝搬障害防止区域の範囲
1	(1) 北海道滝川市明神町1丁目3番1号（81.30） (2) 北海道樺戸郡浦臼町字アサツナイ301番地1（66.30）	北緯43度33分21秒東経141度54分30秒の地点と北緯43度28分05秒東経141度50分58秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
2	(1) 北海道標津郡中標津町西5条南4丁目（100.30） (2) 北海道標津郡標津町字茶志骨1番地の11（52.30）	北緯43度32分34秒東経144度58分16秒の地点と北緯43度33分16秒東経145度00分16秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
3	(1) 北海道河東郡音更町字音更北6線東6番地（138.80） (2) 北海道河西郡芽室町東芽室南2線24番1（122.30）	北緯42度57分40秒東経143度12分19秒の地点と北緯42度54分51秒東経143度05分27秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
4	(1) 東京都台東区清川2―25―19（113.00） (2) 東京都江戸川区一之江1―9―13（33.00）	北緯35度43分41秒東経139度48分12秒の地点と北緯35度42分22秒東経139度52分15秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
5	(1) 茨城県鉾田市鉾田2236―2（58.30） (2) 茨城県行方市芹沢字若き673―1（75.30）	北緯36度09分15秒東経140度30分30秒の地点と北緯36度09分15秒東経140度30分17秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域、北緯36度09分15秒東経140度30分05秒の地点と北緯36度09分11秒東経140度28分28秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域及び北緯36度09分09秒東経140度27分39秒の地点と北緯36度09分09秒東経140度27分30秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
6	(1) 茨城県水戸市宮町1―1―83（81.30） (2) 茨城県水戸市鯉淵町1915（83.10）	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度21分27秒東経140度22分42秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域
7	(1) 茨城県水戸市宮町1―1―83（91.90） (2) 茨城県水戸市田谷町2278―1（86.20）	北緯36度22分16秒東経140度28分25秒の地点と北緯36度26分15秒東経140度27分07秒の地点を結ぶ直線を中心線として、その両側それぞれ50メートル以内の区域